

NPO 法人ひょうご消費者ネットの 会員の皆様

ひょうご消費者ネットは、会員の皆様のご支援と参加により存在している団体です。平素のご支援ご参加ご貢献に、会を代表して、心から御礼を申し上げます。

わがひょうご消費者ネットは、法人格取得後、皆様の努力と活動の成果により内閣総理大臣より適格消費者団体の認定を受けることができ、最初の3年間は、第二段階の適格消費者団体としての実績を挙げて行くことに全力を注いできました。おかげさまで、ホームページに掲載していますように、全国的に見ても、トップ集団を走ることができ、3年後の認定更新も受けることができました。

本年からは、皆様のご意見を反映した活動を進めることは当然のこと、さらに会員の皆様一人一人との交流・コミュニケーションの活発化、協力と参加による発展に向けて一層力を注ぎたいと考えております。さらなる飛躍に向けて共に頑張りましょう。

今年(2012年)1月1日付け日本消費経済新聞に、理事長の年頭所感として、掲載されました記事を添付させていただきます。本年の取り組むべき新たな課題を述べさせていただきます。

理事長 清水 巖

**特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット**

実効性ある集団的消費者被害救済制度を

旧年中は、消費者庁を防止し権利を守る活動、性に係わる訴訟は現在、はじめ兵庫県、神戸市、特に適格消費者団体として最高裁判所に係属中です。また兵庫県弁護士会、同 適格消費者団体として、司法書士会、兵庫県生活者に与えると考えられるこの最大の関心は、協同組合連合会、兵庫県事業者の活動に対して、集団的消費者被害の救済消費者団体連絡協議会などの消費者団体、全国のその事業活動を止めるよ制度、具体的には適格消費者団体による損害賠償に申し入れし、また差消費者団体による損害賠償



NPO 法人 ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

ひょうご消費者ネットは、適格消費者団体として、認定を受けてから3年を経過し、昨年5月に一回目の更新認定を受け、4年目に入っています。昨年一年間も休むことなく、消費者の被害を止の訴訟を提起して、成果を挙げられました。資格試験予備校の解約条項では訴訟を提起し和解が成立し、また申し入れ活動によって事業者が改善されたものもあり、企業のポイントの権利

つぎに、制度がかたちとして存在するだけの、骨抜きの実効性のもてなすなど不可能でしょう。ほとんどどの消費者は被害救済を受けることなく放置されたままになるでしょう。

他方で、既存の適格消費者団体も、その担い手として、一層の人的財政的充実、専門家の結集の努力が求められるでしょう。また、このような重要な公的活動に対して政府の各種の財政的情報的支援があつてしかるべきです。

適格消費者団体として活動し成果を挙げるのができているのは、ひとえに会員・団体会員・賛助会員の皆様のご支援のおかげです。今年も、皆様と共に支え合い励まして行けますように願っております。

冠婚葬祭検討グループの活動報告

冠婚葬祭検討グループ長 松本博美

冠婚葬祭グループは、10名が集まり2008年9月から活動を開始しました。

冠婚葬祭会員サービスを販売している(株)ベルコサービスとレックに対し、中途解約時の高額な解約料(50%)の条項は消費者契約法に違反していると、約款の改正を求めて申入れを行いました。また、消費者庁長官、消費者委員会委員長、経済産業省に対しても規制が必要であるとの要望書を送りました。

その結果、株式会社ベルコサービスは解約料50%を一律5万円に改定し、レックは中途解約事由の制限を止め、解約料50%を20%に改定しました。その後も再度の是正を求めて再申入れを行いました。私たちの活動によって一定の成果が得られたことで、活動の意義と手ごたえを感じました。今後も多くの方が検討グループ活動に参加され、さらに活発な是正活動が展開されることを期待しています。

行ってきました植物工場

千葉大、愛媛大、大阪府大の3か所が国のモデル事業に選ばれ、今回訪問した府大の植物工場は、農水省5億円と経産省6億円の予算がついている。太陽光を全く使わずLEDを用いた完全人工光型。ロボットが並べたレタスの列が毎日一段ずつ上の段へ成長とともに移動し、1週間でレタスが出来る。放射能汚染された場所や砂漠でも、安全で旬と同じ栄養価の植物が育つ。もちろん害虫もないので農薬も不要。太陽光の元の旬の野菜ほど素晴らしいものはないが、特殊な状況での新たな可能性を垣間見た。

記：大森

次回は 2012年2月21日(火)

加古川にある兵庫県食肉衛生検査センター

問い合わせ先: 田中

(kohji0204@kcc.zaq.ne.jp)

企画メンバー募集中!

資格試験予備校との提訴後和解

を勝ち取りました

副理事長 弁護士 亀井 尚也

ひょうご消費者ネットでは、いわゆる資格試験予備校の多くが、講座開始後は受講者の死亡等の場合を除いて受講者からの解約・返金請求を認めない扱いとしているのを是正する活動に、2007年ころより取り組んできました。ひょうご消費者ネットの申し入れを受けて、多くの予備校が取り扱いを改めましたが、株式会社東京法経学院だけが、申し入れを無視し続けたため、2010年11月に大阪地方裁判所に解約制限条項の差し止めを求めて提訴。その後和解交渉を重ねた結果、東京法経学院が自由な解約を認める扱いに改め、ウェブページや受講生へのEメール等で周知徹底すること等を約束する内容の画期的な和解が2011年11月に裁判所で成立しました。詳しくは関西消費者協会の消費者情報2011年12月号に掲載しています。

「ばあーばんの思い」

伴 智代

先日平和や環境について考える会に参加しました。メンバーのおひとりが「初孫ができ、しみじみこの孫に平和で安全で安心してらせる世の中を引き渡したいと考えるようになった」というお話が有りました。私にも孫がいます。私達が選択して来た暮らし方は、何も知らずに生まれて来た孫に大変な迷惑をかける原因を作ってしまったのではないかとこれから私達の世代に何が出来るのか？孫に胸を張れる暮らし方を今からでも考える事がたいせつです。正確な判断と選択ができ、自立し行動できる消費者となり、孫たちが安心して生活できる社会になった！と言ってもらえるようになりたいと思いました。その自立した消費者を育てる役割のひとつに、「ひょうご消費者ネット」の存在価値があると期待しています。

《リレーメッセージ no バトン は⇒ 会員 司馬 麻里さんに》



ひょうご消費者セミナー2011のご案内

携帯電話・ゲーム機・インターネットなど子どもたちが接する情報機器は多様ですが、機器の適切な使い方を知らないために、さまざまなトラブルや犯罪に巻き込まれる危険が増えています。

第1部では、兵庫県情報セキュリティサポーターの篠原嘉一さんに、情報機器との上手な付き合い方や、親や地域の人が子どもの様子を見守ることで、ネットの被害者にも加害者にもならない社会をつくることを、具体的な事例をあげながら講演いただきます。

第2部では、消費者被害の拡大を防ぐ「消費者団体訴訟制度」や、検討がすすめられている新しい消費者被害救済制度について、寸劇を交えて分かりやすくご紹介します。

- ◇ と き：2012年3月14日（水）午前10時～12時30分
 - ◇ ところ：兵庫県農業共済会館（JR元町駅より徒歩10分）
 - ◇ 参加費：無料（定員160人ですので、お早めにお申し込みください）
 - ◇ 締切：3月2日（金）※定員になり次第締め切ります
 - ◇ 申し込み：FAX（078-592-4961）[E-mail/sayuri-m@ff.iij4u.or.jp](mailto:sayuri-m@ff.iij4u.or.jp) 前田まで
 - ◇ 主催：コープこうべ、兵庫県生協連合会、消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネット
 - ◇ 後援：兵庫県・神戸市
- *皆様お誘い合わせの上、早めのお申し込みをお願いします。（担当・前田）

2011年度地方消費者グループ・フォーラム近畿ブロックに壁新聞出展

2012年2月7日（火）13:00～16:30、大阪コロナホテル（JR新大阪駅東口から徒歩3分）で開催されるフォーラムの壁新聞交流会に壁新聞を出展します。

現在上告申し立て中のジャルツアーズに対する不当条項使用差し止め訴訟を応援し、多くの皆様に企業ポイントの問題点と現状を知っていただくために活動したいと思っています。日も迫っていますが、ぜひ多くの皆様の参加応援をお願いします。

全体会報告会（消費者庁、自治体、消費者団体からの報告）と 分科会

（消費者行政、高齢者見守り、消費者教育をテーマとする3分科会）の間の休憩・移動時間が壁新聞交流会となっています。ぜひお立ち寄りください。

（担当・前田）